

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十九号）（本則関係）

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	現 行
2 （認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例） 平成二十七年三月三十一日までの間における第十九条の規定の適用について、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」とする。	2 （認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例） 平成二十四年三月三十一日までの間における第十九条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」とする。	（傍線の部分は改正部分）